

重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 Amanest
主たる事務所の所在地	〒611-0031 京都府宇治市広野町小根尾 113 番地樂々荘 105 号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 渡司 聖也
設立年月日	令和 7 年 10 月 1 日
電話番号	0774-66-2812

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション周音
サービスの種類	訪問看護
事業所の所在地	〒611-0031 京都府宇治市広野町小根尾 113 番地樂々荘 105 号
電話番号	0774-66-2812
指定年月日・事業所番号	令和 8 年 1 月 1 日指定
管理者の氏名	渡司 聖也
通常の事業の実施地域	城陽市、宇治市（大久保、西大久保、大開、平盛、伊勢田小学校区に限る）

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)、その他省令で定める者が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし12月30日から1月3日まで及び国民の祝日を除く。
営業時間	9時から 17時まで
サービスの提供日時	365日 9時から 17時まで ただし利用者の状態等によっては、24時間対応可能

6. 事業所の職員体制

職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 2人、非常勤 2人	理学療法士	常勤 2人、非常勤 0人
准看護師	常勤 0人、非常勤 0人	作業療法士	常勤 0人、非常勤 0人
保健師	常勤 1人、非常勤 0人	言語聴覚士	常勤 0人、非常勤 1人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管理者 渡司 聖也
----------	-----------

8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は別添の料金表のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付または医療保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問看護の利用料

別添の料金表に記載する。

【介護保険の場合】

※ 主治医(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

※ 地域区分別の単価（6級地 10.42円）を含んでいます。

【医療保険の場合】

- (1)介護保険証をお持ちの方でも、厚生労働省の指定する疾患や特別訪問看護指示書の交付の方は、医療保険での訪問となります。
- (2)医師の指示に基づき、週3回までは健康保険法が適用されます。ただし、厚生労働大臣の定める疾患や病状に該当する場合、特別訪問看護指示書交付の方は訪問回数の制限はありません。
- (3)標準の訪問時間は1回の訪問につき30分～90分程度です。

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	不要
利用予定日の当日	5,000円

(3) 支払い方法

利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを確認した後、発行します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の26日（祝休日の場合は直後の平日）に、あなたが指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 三井住友銀行 トランク NORTH 支店 普通口座 0357099
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

(5) 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 渡司 聖也
-------------	-----------

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③虐待防止のための指針の整備をしています。

④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(6)身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

① 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

②非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

(7)秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
②個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

(8)緊急時等における対応方法

①訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

②利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

③利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

【家族等緊急連絡先】	氏名	続柄
	住所	
	電話番号	
	携帯電話	
	勤務先	

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	訪問看護事業共済会
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険

(9)身分証携行義務

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(10)記録の整備

指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

(11)衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

(12)業務継続計画の策定等について

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(13)サービス提供に関する相談、苦情について

①苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

①苦情受付票に記録し対応する。記録は 2 年間保管する。

②①に基づいて内容を確認、調査し、解決策を検討、申出人に説明し解決を図る。

③内容に応じて市町村又は／及び保健所に報告する。

② 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	【所在地】 宇治市広野町小根尾 113 樂々荘 105号 【電話番号】 0774-66-2812 【受付時間】 平日 9:00～17:00
【市町村（保険者）の窓口】 宇治市役所 介護保険課	【所在地】 宇治市宇治琵琶 33 【電話番号】 0774-22-3141 【受付時間】 平日 8:30～17:15
【市町村（保険者）の窓口】 城陽市役所 高齢介護課	【所在地】 城陽市寺田東ノ口 16・17 【電話番号】 0774-22-3141 【受付時間】 平日 8:30～17:00
【市町村（保険者）の窓口】 宇治田原町役場 福祉課	【所在地】 練喜郡宇治田原町大字立川 小字坂口 18-1 【電話番号】 0774-88-6635 【受付時間】 平日 8:30～17:15
【公的団体の窓口】 京都府国民健康保険団体連合会	【所在地】 京都市下京区烏丸通四条下る 水銀屋町 620 COCON 烏丸内 【電話番号】 075-354-9011 【受付時間】 平日 8:30～17:30

(14)サービスの第三者評価の実施状況について

【実施の有無】 無

(15)訪問看護計画を作成する者

氏名 渡司 聖也

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 京都府宇治市広野町小根尾 113 番地
樂々荘 105 号

事業者（法人）名 株式会社 Amanest

代表者職・氏名 代表取締役 渡司 聖也

説明者職・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、別添の料金表について説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏名

別添（料金表）
介護保険の場合
(介護) 訪問看護

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
サービス利用時間ごとの料金 (訪問看護)	20分未満	314	3,271円	328円	655円	982円
	30分未満	471	4,907円	491円	982円	1,473円
	30分以上 1時間未満	823	8,575円	858円	1,715円	2,573円
	1時間以上 1時間 30分未満	1,128	11,753円	1,176円	2,351円	3,526円
	理学療法士等による訪問の場合 (1回につき)	294	3,063円	307円	613円	919円

※准看護師による訪問の場合、上記訪問看護日の90%で算定

※夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合、所定単位数の25%増

※深夜(22:00~翌6:00)の場合、所定の単位数の50%増

加算項目

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(I)	30分未満 1回につき	254	2,646円	265円	530円	794円
	30分以上 1回につき	402	4,188円	419円	838円	1,257円
複数名訪問加算(II)	30分未満 1回につき	201	2,094円	210円	419円	629円
	30分以上 1回につき	317	3,303円	331円	661円	991円
1時間 30分以上の訪問看護の場合	1回につき	300	3,126円	313円	626円	938円
緊急時訪問看護加算(I)	1月につき	600	6,252円	626円	1,251円	1,876円
緊急時訪問看護加算(II)	1月につき	574	5,981円	599円	1,197円	1,795円
特別管理加算 (I)	1月につき	500	5,210円	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算 (II)	1月につき	250	2,605円	261円	521円	782円
ターミナルケア加算	死亡月につき	2,500	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円
初回加算 (I)	1月につき	350	3,647円	365円	730円	1,095円
初回加算 (II)	1月につき	300	3,126円	313円	626円	938円
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,252円	626円	1,251円	1,876円
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	250	2,605円	261円	521円	782円

※「緊急時(介護予防)訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

(介護予防) 訪問看護

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
サービス利用時間ごとの料金 (介護予防訪問看護)	20分未満	303	3,157円	316円	632円	948円
	30分未満	451	4,699円	470円	940円	1,410円
	30分以上 1時間未満	794	8,273円	828円	1,655円	2,482円
	1時間以上 1時間 30分未満	1,090	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円
	理学療法士等による訪問の場合 (1回につき)	284	2,959円	296円	592円	888円

※准看護師による訪問の場合、上記訪問看護日の90%で算定

※夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合、所定単位数の25%増

※深夜(22:00~翌6:00)の場合、所定の単位数の50%増

加算項目

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(I)	30分未満 1回につき	254	2,646円	265円	530円	794円
	30分以上 1回につき	402	4,188円	419円	838円	1,257円
複数名訪問加算(II)	30分未満 1回につき	201	2,094円	210円	419円	629円
	30分以上 1回につき	317	3,303円	331円	661円	991円
1時間 30分以上の訪問看護の場合	1回につき	300	3,126円	313円	626円	938円
緊急時訪問看護加算(II)	1月につき	574	5,981円	599円	1,197円	1,795円
特別管理加算(I)	1月につき	500	5,210円	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算(II)	1月につき	250	2,605円	261円	521円	782円
初回加算(I)	1月につき	350	3,647円	365円	730円	1,095円
初回加算(II)	1月につき	300	3,126円	313円	626円	938円
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,252円	626円	1,251円	1,876円

医療保険の場合
訪問看護基本療養費 I

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
週 3 日まで (看護師・理学療法士)	1 日につき	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
週 4 日目以降(看護師)	1 日につき	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
週 4 日目以降(理学療法士)	1 日につき	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
週 3 日まで (准看護師)	1 日につき	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
週 4 日目以降(准看護師)	1 日につき	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円

訪問看護基本療養費 II

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物居住者への複数訪問 (2人目まで)	看護師の場合 (週 3 日目まで)	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	看護師の場合 (週 4 日目以降)	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	准看護師の場合 (週 3 日目まで)	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
	准看護師の場合 (週 4 日目以降)	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
	理学療法士等の場合	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
同一建物居住者への複数訪問 (3人目以上)	看護師の場合	2,780 円	278 円	556 円	834 円
	看護師の場合 (週 4 日目以降)	3,280 円	328 円	656 円	984 円
	准看護師の場合 (週 3 日目まで)	2,530 円	253 円	506 円	759 円
	准看護師の場合 (週 4 日目以降)	3,030 円	303 円	606 円	909 円
	理学療法士等の場合 (週 3 日目まで)	2,780 円	278 円	556 円	834 円

訪問看護基本療養費 III

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
一時外泊時の訪問看護利用	1 回	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

基本療養費に追加される加算

			利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算	1日2回／訪問者2人まで	4,500円	450円	900円	1,350円	
	1日2回／訪問者3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円	
	1日3回以上／訪問者2人まで	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
	1日3回以上／訪問者3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円	
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円	
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円	
	上記以外の場合	1,300円	130円	260円	390円	
長時間訪問看護加算			5,200円	520円	1,040円	1,560円
夜間早朝訪問看護加算（6～8時／18～22時）			2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（22時～6時）			4,200円	420円	840円	1,260円
複数名訪問看護加算	看護師やリハビリ職員と同行	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	准看護師と同行	同一建物2人以下	3,800円	380円	760円	1,140円
		同一建物3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
	その他職員と同行	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】 1日1回	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】 1日2回	同一建物2人以下	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		同一建物3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】 1日3回	同一建物2人以下	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		同一建物3人以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円

訪問看護管理療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護管理療養費（機能強化型以外）	月の初日の訪問の場合 1月につき	7,670円	767円	1,534円	2,301円
訪問看護管理療養費 1	月の2日目以降の場合 訪問1日につき	3,000円	300円	600円	900円
訪問看護管理療養費 2	月の2日目以降の場合 訪問1日につき	2,500円	250円	500円	750円

訪問看護管理療養費に追加される加算

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	上記以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円

その他の療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
情報提供療養費		1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費 1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費 2		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

精神科訪問看護基本療養費 I

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護師、作業療法士等による訪問	週3日まで／1回30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週3日まで／1回30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
	週4日以上／1回30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	週4日以上／1回30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	週3日まで／1回30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
	週4日以上／1回30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	週4日以上／1回30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円

精神科訪問看護基本療養費 III

		利用料				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
同一建物への複数訪問 (2人目まで)	看護師や作業療法士の場合	30分以上(週3日目まで)	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		30分未満(週3日目まで)	4,250円	425円	850円	1,275円
		30分以上(週4日目以降)	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		30分未満(週4日目以降)	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	准看護師の場合	30分以上(週4日目以降)	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		30分未満(週4日目以降)	3,870円	387円	774円	1,161円
		30分以上(週4日目以降)	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		30分未満(週4日目以降)	4,720円	472円	944円	1,416円
同一建物への複数訪問 (3人目以上)	看護師や作業療法士の場合	30分以上(週3日目まで)	2,780円	278円	556円	834円
		30分未満(週3日目まで)	2,130円	213円	426円	639円
		30分以上(週4日目以降)	3,280円	328円	656円	984円
		30分未満(週4日目以降)	2,550円	255円	510円	765円
	准看護師の場合	30分以上(週4日目以降)	2,530円	253円	506円	759円
		30分未満(週4日目以降)	1,940円	194円	388円	582円
		30分以上(週4日目以降)	3,030円	303円	606円	909円
		30分未満(週4日目以降)	2,360円	236円	472円	708円

精神科訪問看護基本療養費 IV

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
	入院時の外泊時の訪問	8,500円	850円	1,700円	2,550円

精神科訪問看護基本療養費に加算される項目

		利用料				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
精神科緊急訪問看護加算	月 14 日目まで	2,650 円	265 円	530 円	795 円	
	月 15 日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円	
長時間精神科訪問看護加算	1回につき	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円	
夜間早朝訪問看護加算 (6~8 時／18~22 時)			2,100 円	210 円	420 円	
深夜訪問看護加算 (22 時~6 時)			4,200 円	420 円	840 円	
精神科複数回訪問加算	1日 2回	同一建物 2人以下	4,500 円	450 円	900 円	
		同一建物 3人以上	4,000 円	400 円	800 円	
	1日 3回以上	同一建物 2人以下	8,000 円	800 円	1,600 円	
		同一建物 3人以上	7,200 円	720 円	1,440 円	
複数名精神科訪問看護加算	看護師、保健師、作業療法士の場合	1日 1回	同一建物 2人以下	4,500 円	450 円	
			同一建物 3人以上	4,000 円	400 円	
		1日 2回	同一建物 2人以下	9,000 円	900 円	
			同一建物 3人以上	8,100 円	810 円	
		1日 3回以上	同一建物 2人以下	14,500 円	1,450 円	
			同一建物 3人以上	13,000 円	1,300 円	
	准看護師の場合	1日 1回	同一建物 2人以下	3,800 円	380 円	
			同一建物 3人以上	3,400 円	340 円	
		1日 2回	同一建物 2人以下	7,600 円	760 円	
			同一建物 3人以上	6,800 円	680 円	
		1日 3回以上	同一建物 2人以下	12,400 円	1,240 円	
			同一建物 3人以上	11,200 円	1,120 円	
	看護補助者、精神保健福祉士の場合		同一建物 2人以下	3,000 円	300 円	
			同一建物 3人以上	2,700 円	270 円	
訪問看護管理療養費		利用料				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護管理療養費（機能強化型以外）		7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円	
訪問看護管理療養費 1		月の 2 日目以降の場合 訪問 1 日につき	3,000 円	300 円	600 円	
訪問看護管理療養費 2			2,500 円	250 円	500 円	
					750 円	

訪問看護管理療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護管理療養費（機能強化型以外）		7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
訪問看護管理療養費 1	月の 2 日目以降の場合	3,000 円	300 円	600 円	900 円
訪問看護管理療養費 2	訪問 1 日につき	2,500 円	250 円	500 円	750 円

訪問看護管理療養費に追加される加算

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	上記以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイの場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	精神科在宅患者支援管理料2のロの場合	5,800円	580円	1,160円	1,740円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円

その他の療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
情報提供療養費		1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円